

## アセスメント分析サービス利用約款

### 第1条（趣旨）

アセスメント分析サービス利用約款（以下「本約款」という）は、利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「乙」という）の提供する次条に定めるアセスメント分析サービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。

### 第2条（アセスメント分析サービス）

1. 乙は、乙が提供したアセスメントサービスを利用して甲が実施したアセスメントのデータに対し、乙が開発したアセスメント分析ツール（以下「本ツール」という）を利用した本サービスを提供する。
2. 前項の本サービスとは、本ツールを用いて甲自らがデータ分析を行える環境を提供することをいい、乙は、甲が自ら行う分析の手法や結果等を参照し甲に対してアドバイス等を行うことができる。

### 第3条（契約の成立）

甲が、本約款に同意し乙に対して本サービスの利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立する。

### 第4条（本約款の変更）

1. 乙は、甲の承諾なく、本約款を随時変更することができる。
2. 前項に関わらず、乙は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」という）の適用開始日の2週間以上前から適用開始日まで、変更条件を本サービス上に掲載するものとする。
3. 甲は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より2週間以内に、書面にて乙に対して通知しなければならない。
4. 乙が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって、第3条に基づき成立した契約は終了するものとする。
5. 前項の規定により第3条に基づき成立した契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとする。

### 第5条（知的財産権の帰属）

1. 本ツール（内容、配列、分析方法、出力される報告書のフォーマット、マニュアル、解説書等を含むがこれに限定しない）に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条およ

び28条に定める権利を含む)は、すべて乙に帰属する。

2. 本ツールを利用して分析した結果については、甲は自社内において自由に利用できるものとする。

#### 第6条 (禁止行為および甲の義務)

1. 甲は、乙が予め承諾した利用目的以外の目的で、本ツールを利用してはならない。なお、当該利用目的以外の本ツールの利用には、甲以外の法人(甲の親会社、子会社、関係会社等を含む)および個人(以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という)に対する本ツールの利用の許諾が含まれる。

2. 甲は、甲自らまたは第三者をして、如何なる方法によっても、本ツールについて、複製、複製、転載、引用、配信(ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む)、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。

3. 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールと同一または類似のものを用いて、本サービスと同一または類似したサービスを提供してはならない。

4. 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールに関する出版物等を発行してはならない。

5. 甲が、本サービスの提供を受けるにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたうえで、乙に対し、乙の定める書面をもって事前に通知しなければならない。なお、乙が、当該第三者が当該義務を履行しない、または履行しないおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。

6. 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

7. 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1)暴力的な要求行為

- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

#### 第7条（ID等の管理）

1. 甲は、乙より発行されたID・パスワード（以下あわせて「ID等」という）を嚴重に管理する義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。
2. 乙の責に帰すべからざる事由により、甲のID等が漏洩し、甲に損害が発生した場合、乙はその責を負わない。
3. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が甲のID等を用いて本ツールの利用等を行った場合、乙は、当該利用等が甲によるものとみなす。

#### 第8条（再委託）

乙は、本約款における乙と同等の義務を負わせることにより、本サービスの一部または全部を第三者に再委託することができる。ただし、乙の本約款における義務は、再委託によって何ら軽減されるものではない。

#### 第9条（機密情報の保持）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第8条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。

- (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

#### 第10条（個人情報の保護）

乙は、本サービスの提供に際して甲より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、乙は、当該個人情報を機密として保持し、第8条に定める場合を除き、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならない。また、乙は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならない。なお、当該個人情報が前条各号に該当する場合も、乙は、当該個人情報を機密として保持しなければならない。

#### 第11条 (本ツールの利用状況および分析データの利用)

甲は、乙が、本ツールの利用状況および分析データをもとに、その分析手法および個人情報を集計し、あるいは甲および受検者または回答者等が識別、特定できないように加工したデータや統計情報を作成し、研究・分析およびその公表、新規サービスの開発等を目的として利用することを予め承諾する。

#### 第12条 (権利義務の譲渡禁止)

甲は、乙の事前の承諾なく、本約款に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできない。

#### 第13条 (本サービスの提供の停止)

乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、いかなる責任も負わずに本サービスの提供を一時的に停止することができる。

- (1)本サービスの保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- (3)乙が、その他やむを得ない事由により本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

#### 第14条 (本サービスの利用の停止等)

1. 乙は、甲のID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該ID等を変更するよう甲に求め、また当該ID等の利用を一時的に停止することができる。
2. 乙は、甲が本約款に違反している疑いがある場合、甲の本サービスの全部または一部の利用を停止することができる。

#### 第15条 (乙の損害賠償および免責)

1. 乙が、本サービスの提供に関して、故意または重過失により甲に損害を与えた場合、その直接かつ通常の損害を賠償する義務を負う。ただし、当該損害賠償義務は、本サービスの元となる乙が提供するアセスメントサービスの過去1年間の利用料金を賠償金額の上限とし、甲による本サービスの利用後1年間に限り効力を有する。
2. 乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責を負わない。
  - (1)甲が日本以外の国または地域において本サービスを利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲に損害が生じた場合
  - (2)甲が登録を申請した事項もしくは甲が自ら登録した事項に誤りがあること、または甲が

登録すべき事項を登録しなかったことにより、甲に損害が生じた場合

(3)甲が本サービスを利用して得た結果に基づき行動を起こしたものの、何らの効果も得られなかった場合

(4)甲が本サービスの結果に基づき行動を起こしたことによって、甲に損害が生じた場合

(5)通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害により、本サービスの提供に障害が発生し、本サービスに関するデータが変更、消去される等の損害が甲に生じた場合

(6)乙が、甲に対してインターネット回線を用いて本サービスを提供する場合に、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害等により、甲が本サービスを利用できない場合

(7)その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合

#### 第16条（分析データの保管、廃棄、削除、消去）

1. 乙は、本サービスの提供に伴う分析手法および分析結果ならびに分析に関連する個人情報（以下「分析データ」という）を、当該分析を行った日の属する年度の翌年度から5年間、当該分析結果と同内容が報告できる状態で保管する。なお、年度単位は1月から12月とする。

2. 乙は、前項の期間経過後の分析データの保管期間につき、別途内規を定める。

3. 乙は、甲より分析データの削除依頼があった場合、または前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに当該分析データの廃棄、削除、消去を行う。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含む。

#### 第17条（契約の解除および甲の損害賠償）

1. 乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第3条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。

(1)本約款に違反したとき

(2)乙が、乙の定める取引基準に合致しないと判断したとき

(3)乙に対する支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき

(4)公租公課を滞納したとき

(5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき

(6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき

(7)信用に不安が生じたとき

2. 甲が本約款に違反して乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害を賠償する義務を負う。

第18条（準拠法および管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本法とする。
2. 本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

2019年1月1日 改定・適用